

市長の給料月額の算定について

- 財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額の位置付けを反映させる考え方

試算結果（詳細は別添書類参照）		1,000,000
参考	1,000,000	H28.8.1現在 条例本則
	1,000,000	H26答申

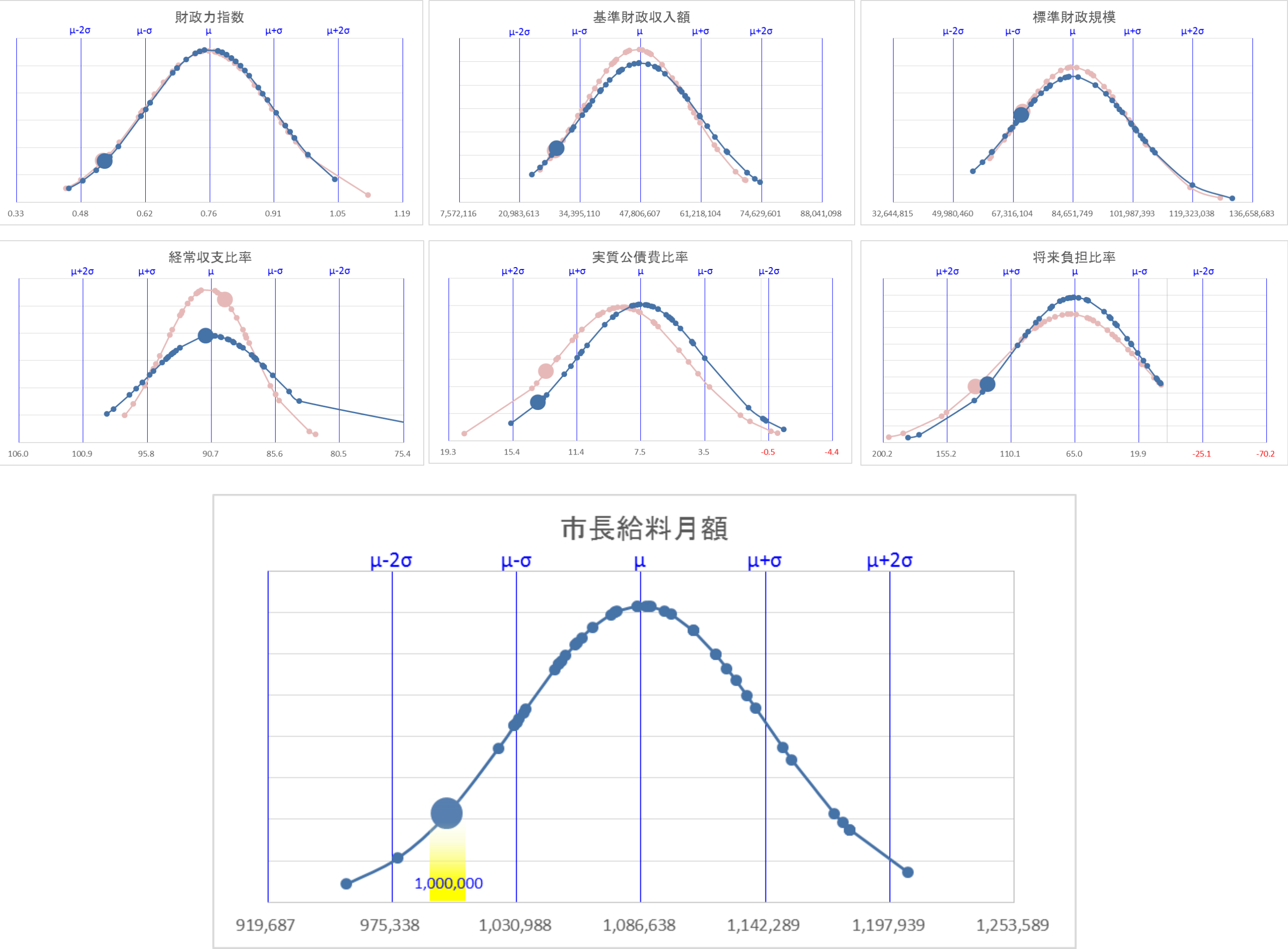
<参考>

1 一般行政職の給料改定率を反映させる考え方

※ 平成26年度審議会の答申において適正な市長給料月額を基礎として、
平成26年度から平成28年度までの一般行政職の給料の改定率を反映させようとするもの。

現行の給料月額	一般行政職の改定率	
1,000,000	×	100.19%
		≒ 1,002,000 ※百の位を四捨五入

財政状況に関する各種データの類似団体比較及び正規分布曲線を用いた市長の給料月額的位置付け



◆ 財政状況に関する各種データ

(1) 財政力指数

⇒ 地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いということになり、1を超える団体は、普通地方交付税（すべての地方公共団体が一定の水準を維持できるよう国が財源を保障し地方公共団体に配分するもの）の交付を受けない。他方、地方団体の財政の健全化を示す指数として、経常収支比率や公債費負担率がある。

(2) 基準財政収入額

⇒ 各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額で、普通地方交付税の算定に用いられる。

(3) 標準財政規模

⇒ 地方自治体の一般財源の標準的の大きさを示す指標で、各種財政指標の算定に用いられる。

(4) 経常収支比率

⇒ 市税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費（人件費、扶助費、公債費など）の割合。100%に近いほど財政にゆとりがないことになり、80%までが適正とされる。

(5) 実質公債費比率

⇒ 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため定められた財政指標のひとつ。

(6) 将来負担比率

⇒ 地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため定められた財政指標のひとつ。

◆ 正規分布

確率論や統計学で用いられる最も一般的な確率分布のひとつ。

グラフの形状は、中心（平均）に対して左右対称の釣鐘型をしており、

平均 μ （ミュー）、標準偏差 σ （シグマ）としたとき、

$\mu \pm \sigma$ の範囲に約68%、 $\mu \pm 2\sigma$ の範囲に約95%が含まれる。

これにより、データの散らばり具合を加味したうえで、青森市がどのクラス（区間）に位置づけられているかを視覚的に把握できる。

団体CD	県名	団体名	財政力指数		基準財政収入額(千円)		標準財政規模(千円)	
				順位		順位		順位
12025	北海道	函館市	0.45	47	26,522,430	45	73,285,702	32
12041	北海道	旭川市	0.48	46	32,937,315	41	83,445,528	21
22012	青森県	青森市	0.53	44	29,244,175	43	69,734,099	36
32018	岩手県	盛岡市	0.69	33	34,801,900	40	64,995,118	43
52019	秋田県	秋田市	0.63	37	35,611,218	39	73,530,463	30
72036	福島県	郡山市	0.74	29	38,993,109	33	68,162,431	39
72044	福島県	いわき市	0.68	36	40,029,330	32	73,244,677	33
92011	栃木県	宇都宮市	0.95	3	71,450,167	3	102,512,050	10
102016	群馬県	前橋市	0.78	25	43,664,313	26	77,822,953	27
102024	群馬県	高崎市	0.83	15	47,271,997	23	82,888,704	23
112011	埼玉県	川越市	0.95	3	42,944,812	29	61,243,692	44
112224	埼玉県	越谷市	0.91	9	37,121,230	36	55,582,085	47
122041	千葉県	船橋市	0.94	6	74,272,852	1	108,292,321	3
122173	千葉県	柏市	0.93	7	49,499,311	21	73,459,582	31
132012	東京都	八王子市	0.93	7	71,408,306	4	104,234,770	7
142018	神奈川県	横須賀市	0.8	20	47,377,046	22	82,339,427	24
162019	富山県	富山市	0.78	25	56,479,797	15	101,541,580	11
172014	石川県	金沢市	0.8	20	61,007,350	9	102,944,011	8
202011	長野県	長野市	0.69	33	46,321,685	24	91,106,275	18
212016	岐阜県	岐阜市	0.82	16	51,533,182	19	86,078,986	20
232017	愛知県	豊橋市	0.95	3	50,896,578	20	72,453,758	34
232025	愛知県	岡崎市	0.98	2	51,664,149	18	69,749,629	35
232114	愛知県	豊田市	1.04	1	66,848,889	6	95,929,778	16
252018	滋賀県	大津市	0.79	22	38,802,379	34	67,984,314	40
272035	大阪府	豊中市	0.89	10	51,809,274	17	81,004,257	25
272078	大阪府	高槻市	0.78	25	38,745,086	35	67,024,453	41
272108	大阪府	枚方市	0.79	22	43,497,331	27	76,893,049	28
272272	大阪府	東大阪市	0.73	31	58,211,153	11	107,650,551	4
282014	兵庫県	姫路市	0.85	13	73,081,031	2	119,169,399	2
282022	兵庫県	尼崎市	0.82	16	57,683,451	12	98,889,362	13
282049	兵庫県	西宮市	0.88	11	62,570,144	8	97,216,097	15
292010	奈良県	奈良市	0.75	28	40,966,661	31	75,320,302	29
302015	和歌山県	和歌山市	0.79	22	45,336,399	25	78,079,880	26
332020	岡山県	倉敷市	0.84	14	64,318,594	7	104,924,523	6
342025	広島県	呉市	0.61	40	25,492,050	46	58,371,633	46
342076	広島県	福山市	0.81	18	57,614,102	13	101,407,639	12
352012	山口県	下関市	0.54	42	28,072,344	44	68,218,642	38
372013	香川県	高松市	0.81	18	53,204,702	16	94,121,128	17
382019	愛媛県	松山市	0.71	32	56,948,968	14	105,534,503	5
392014	高知県	高知市	0.56	41	36,123,899	38	83,155,998	22
402036	福岡県	久留米市	0.63	37	32,493,725	42	68,808,951	37
422011	長崎県	長崎市	0.54	42	42,911,550	30	102,761,866	9
422029	長崎県	佐世保市	0.51	45	23,656,277	47	61,085,724	45
442011	大分県	大分市	0.87	12	60,879,209	10	98,101,897	14
452017	宮崎県	宮崎市	0.62	39	43,152,567	28	91,104,044	19
462012	鹿児島県	鹿児島市	0.69	33	67,019,084	5	130,727,406	1
472018	沖縄県	那覇市	0.74	29	36,419,419	37	66,498,978	42

団体CD	県名	団体名	経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率	
				順位		順位		順位
12025	北海道	函館市	86.5	42	7.9	19	73.3	15
12041	北海道	旭川市	91.4	21	7	25	90.3	11
22012	青森県	青森市	91.1	23	13.8	2	126.2	5
32018	岩手県	盛岡市	93.2	18	11.2	10	75.6	14
52019	秋田県	秋田市	91.4	21	11.8	8	92.8	10
72036	福島県	郡山市	87.5	37	5	38		—
72044	福島県	いわき市	85.8	44	11.1	11	40.8	26
92011	栃木県	宇都宮市	90.4	25	5.6	35	4.5	40
102016	群馬県	前橋市	95.6	7	8	17	67.9	18
102024	群馬県	高崎市	90.6	24	7	25	35.5	29
112011	埼玉県	川越市	94.2	11	6.7	28	68.9	17
112224	埼玉県	越谷市	88.9	32	9	16	65.9	20
122041	千葉県	船橋市	93.7	15	-0.1	44		—
122173	千葉県	柏市	91.5	20	5.9	32	16.7	34
132012	東京都	八王子市	87.1	40	-0.3	46	4.8	39
142018	神奈川県	横須賀市	97.2	3	6.4	29	62.3	21
162019	富山県	富山市	90	27	13.5	4	130.4	4
172014	石川県	金沢市	89.9	28	7.6	21	82.6	12
202011	長野県	長野市	84.5	45	5.7	33	28.2	30
212016	岐阜県	岐阜市	88.9	32	4.3	39		—
232017	愛知県	豊橋市	89	31	7.1	24	39.8	27
232025	愛知県	岡崎市	86.6	41	-1.4	47		—
232114	愛知県	豊田市	67.1	47	4.3	39		—
252018	滋賀県	大津市	89.4	29	7.5	22	20.8	33
272035	大阪府	豊中市	93.2	18	8	17	14.1	35
272078	大阪府	高槻市	93.8	14	-0.2	45		—
272108	大阪府	枚方市	87.2	39	0.8	43		—
272272	大阪府	東大阪市	95.3	8	5.3	37	5.1	38
282014	兵庫県	姫路市	83.7	46	6.4	29	25.1	32
282022	兵庫県	尼崎市	96.2	5	13.5	4	136	3
282049	兵庫県	西宮市	94.3	10	5.5	36	36.6	28
292010	奈良県	奈良市	99	1	13.3	6	182.9	1
302015	和歌山県	和歌山市	98.5	2	11.4	9	124.6	6
332020	岡山県	倉敷市	88.4	35	7.2	23	57	22
342025	広島県	呉市	96.7	4	12.2	7	105.4	7
342076	広島県	福山市	88.5	34	5.7	33	7.6	36
352012	山口県	下関市	96.2	5	10.8	12	98	9
372013	香川県	高松市	87.3	38	9.2	14	70.4	16
382019	愛媛県	松山市	86.5	42	6.8	27	55.6	24
392014	高知県	高知市	93.7	15	15.5	1	174.9	2
402036	福岡県	久留米市	94.6	9	3.5	42	6.7	37
422011	長崎県	長崎市	93.5	17	6.4	29	81.2	13
422029	長崎県	佐世保市	89.3	30	9.7	13	44.4	25
442011	大分県	大分市	93.9	13	7.7	20	55.9	23
452017	宮崎県	宮崎市	94.1	12	9.2	14	66.1	19
462012	鹿児島県	鹿児島市	90.4	25	4.2	41	25.6	31
472018	沖縄県	那覇市	88.2	36	13.8	2	100.1	8

議会の議員の議員報酬月額算定の考え方

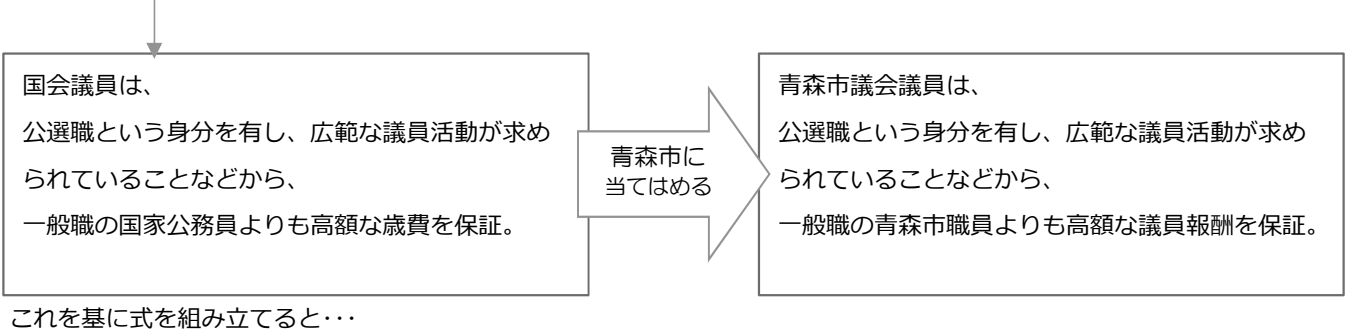
○ 国会議員の歳費を基準とする考え方

※ 国家公務員の最高の給料額に対する国会議員の歳費の額の割合を求めて、
その割合を青森市に当てはめるもの。

※ 1	※ 2	※ 3	
1,294,000	÷	1,175,000	×
		526,300	÷
			580,000
※百の位を四捨五入			
※ 1 H28.4.1現在 国会議員の歳費	参考	569,700	H28.8.1現在 条例本則
※ 2 H28.4.1現在 一般職の国家公務員の最高の給料額		581,000	H26答申
※ 3 H28.4.1現在 青森市職員の最高の給料額			

国会法第35条

「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額(地域手当等の手当を除く。)より少なくない歳費を受ける。」
の趣旨を考慮すると・・・



$$\frac{\text{国会議員の歳費の額}}{\text{一般職の国家公務員の最高の給料額}} = \frac{\text{青森市議会議員の議員報酬の額}}{\text{一般職の青森市職員の最高の給料額}}$$

$$(\text{※ 1}) \div (\text{※ 2}) \times (\text{※ 3}) = \text{青森市議会議員の議員報酬の額}$$

<参考>

1 一般行政職の給料改定率を反映させる考え方

※ 平成26年度審議会の答申において適正な議員報酬として算定した額を基礎として、
平成26年度から平成28年度までの一般行政職の給料の改定率を反映させようとするもの。

H26答申額	一般行政職の改定率				
581,000	×	100.19%	÷	582,000	※百の位を四捨五入

副市長の給料月額の算定について

◆市長と、副市長との給料月額の差は、その職責の違いによる。（資料 07 参照）

◆副市長の給料月額の算定

$$\text{市長の給料月額} \times 78.8\% = \text{副市長の給料月額}$$

市長・副市長の給料月額とその比率

区分	H4	H6	H9	H15	H26 (答申額)	現在 (条例本則)
市長	1,120 千円	1,180 千円	1,205 千円	1,180 千円	1,000 千円	1,000 千円
副市長	880 千円	930 千円	950 千円	931 千円	788 千円	788 千円
$\frac{\text{副市長}}{\text{市長}}$	78.5%	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%

〈参考…市長の給料月額を 1,000,000 円とした場合〉

$$1,000,000 \text{ 円} \times 78.8\% = 788,000 \text{ 円 (副市長の給料月額)}$$

議長、副議長の議員報酬月額の算定について

◆副市長の給料月額決定の考え方を踏襲。

◆議長及び副議長の議員報酬月額の算定

$$\text{議員の議員報酬月額} \times 113.4\% = \text{議長の議員報酬月額}$$

$$\text{議員の議員報酬月額} \times 103.9\% = \text{副議長の議員報酬月額}$$

議長・副議長・議員の議員報酬月額とその比率

区分	H 4	H 6	H 9	H15	H26 (答申額)	現在 (条例本則)
議長	665 千円	700 千円	725 千円	718 千円	659 千円	646,200 円
副議長	610 千円	640 千円	665 千円	658 千円	604 千円	592,200 円
議員	585 千円	615 千円	640 千円	633 千円	581 千円	569,700 円
$\frac{\text{議長}}{\text{議員}}$	113.7%	113.8%	113.3%	113.4%	113.4%	113.4%
$\frac{\text{副議長}}{\text{議員}}$	104.3%	104.1%	103.9%	103.9%	103.9%	103.9%

〈参考…議員の議員報酬月額を 580,000 円とした場合〉

$$580,000 \text{ 円} \times 113.4\% = 657,720 \text{ 円} \quad 658,000 \text{ 円 (議長の議員報酬月額)}$$

$$580,000 \text{ 円} \times 103.9\% = 602,620 \text{ 円} \quad 603,000 \text{ 円 (副議長の議員報酬月額)}$$